

1 議 事 日 程（第1日）

（令和5年第2回有田川町議会定例会）

令和5年6月6日
午前9時30分開会
於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 仮議長の選任を議長に委任する件
- 日程第5 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
令和4年度有田川町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第6 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて
令和4年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第7 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて
令和4年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第8 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて
令和4年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて
令和4年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて
令和4年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第11 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて
令和4年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 報告第10号 専決処分の承認を求めることについて
令和4年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて
令和4年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 報告第12号 専決処分の承認を求めることについて
令和4年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 報告第13号 令和4年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第16 報告第14号 令和4年度有田川町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第17 報告第15号 令和4年度有田川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計

算書

- 日程第18 報告第16号 令和4年度有田川町水道事業会計予算繰越計算書
- 日程第19 報告第17号 専決処分の承認を求めることについて
令和5年度有田川町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第20 報告第18号 専決処分の承認を求めることについて
有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 報告第19号 専決処分の承認を求めることについて
有田川町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 報告第20号 専決処分の承認を求めることについて
有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第35号 令和5年度有田川町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第36号 令和5年度有田川町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第37号 令和5年度有田川町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第38号 有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第39号 有田川町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第40号 有田川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第41号 有田川町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第42号 有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第43号 有田川町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第32 議案第44号 令和4年度繰越金屋中学校屋内運動場空調設備新設工事の請負契約について
- 日程第33 議案第45号 令和5年度（仮称）新しみず温泉新築工事（電気設備工事）の請負契約について
- 日程第34 議案第46号 令和5年度（仮称）新しみず温泉新築工事（機械設備工事）の請負契約について
- 日程第35 議案第47号 令和4年度（仮称）新しみず温泉新築工事（建築工事）の請負変更契約について

2 出席議員は次のとおりである（14名）

1番	濃 添 勇 作	2番	栗 山 昌 之
3番	本 下 雅 敏	4番	椿 原 竜 二
5番	中 島 詳 裕	6番	星 田 仁 志
8番	谷 畑 進	9番	西 弘 義
10番	林 宣 男	11番	岡 省 吾

12番 森谷信哉

13番 堀江眞智子

14番 増谷憲

15番 殿井堯

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

4番 椿原竜二

15番 殿井堯

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（14名）

町長 中山正・ 副町長 坂頭徳彦

住民税務部長 青石万紀子 福祉保健部長 井本英克

総務政策部長 井上光生 消防長 高井永行

産業振興部長 細野正人 建設環境部長 竹中幸生

清水行政局長 中谷芳尚 総務課長 原秀文

財務課長 山縣和弘 企画調整課長 林光彦

教育長 田嶋博 教育部長 小澤俊彦

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 中屋正也 書記 細野鶴子

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（谷畑 進）

おはようございます。

ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第2回有田川町議会定例会を開会します。

~~~~~

開議 9時30分

○議長（谷畑 進）

本日の会議を開きます。

なお、議事日程については、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（谷畑 進）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において4番、椿原竜二君、15番、殿井堯君を指名します。

……………日程第2 会期の決定……………

○議長（谷畑 進）

日程第2、会期の決定を議題とします。

去る5月30日に開催された議会運営委員会の結果について報告願います。

議会運営委員会委員長、殿井堯君。

○議会運営委員会委員長（殿井 堯）

改めまして、おはようございます。

ただいま谷畑新議長から御指名がございましたので、議会運営委員会から報告を申し上げます。

去る5月30日、午前9時から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに日程、各常任委員会の開催日等について協議いたしました。

その結果、会期につきましては、本日から6月20日までの15日間とさせていただきます。一般質問は15日、16日の2日間としております。

また、本日の議事日程については、お手元に配付されている日程表のとおりといたしたいと思います。

日程第5から日程第35までの報告18件、議案13件については一括上程を行い、それぞれ当局からの提案理由の説明を求め、その後、全員協議会において御審議いただきたいと思っております。

また、全員協議会終了後、日程第5、報告第3号から日程第23、議案第35号まで、日程第32、議案第44号から日程第35、議案第47号までの報告18件、議案5件については、本日、審議をお願いいたしたいと思います。

この会期、日程等に御賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位の御協力をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（谷畑 進）

お諮りします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月20日までの15日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月20日までの15日間に決定しました。

……………日程第3 諸般の報告……………

○議長（谷畑 進）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された案件は、報告18件、議案13件であります。

また、本日の説明員は町長ほか13人です。

次に、監査委員より、令和5年2月、3月、4月分の例月現金出納検査の結果及び令和4年度水道事業棚卸検査の結果について報告されていますので、お手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

……………日程第4 仮議長の選任を議長に委任する件……………

○議長（谷畑 進）

日程第4、仮議長の選任を議長に委任する件を議題とします。

お諮りします。

正副議長とともに事故があるときに対応し、滞りなく議会運営を行うため、地方自治法第106条第3項の規定により、この会期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

よって、この会期中における仮議長の選任を議長に委任することに決定しました。

それでは、この会期中における仮議長として、15番、殿井堯君を指名します。

お諮りします。

日程第5、報告第3号から日程第35、議案第47号までの報告18件、議案13件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、日程第5、報告第3号から日程第35、議案第47号までの報告18件、議案13件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正・君。

○町長（中山正・）

おはようございます。

本日、ここに令和5年第2回有田川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとお忙しい中、御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

議会に先立ち、先日の豪雨でたくさんの被害も出てます。人的な被害はなかったんですけども、民家への被害、あるいは特に果樹園の被害がたくさん出ております。昨日も知事に電話して、果樹園の復旧については県の審査が必要でありますので、できるだけスムーズにやって、早く復旧できるようにお願いしたいということで申し上げます。被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、提案理由の説明に先立ち、去る4月1日付で職員の人事異動を発令しましたので、御紹介を申し上げます。

福祉保健部長の井本英克でございます。

総務課長の原秀文でございます。

清水行政局長の中谷芳尚でございます。

どうかよろしくお願ひ申し上げます。

なお、説明員として出席する者は、副町長、教育長、部長職7名、課長職4名、私を含めて14名が常時出席いたします。

また、議案によって課長等が出席する場合につきましては、当日の議会開会まで議長に申し出て許可を得るようになりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案について、御説明を申し上げます。

報告第3号から報告第12号までの10議案につきましては、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、令和4年度一般会計、各特別会計補正予算について、専決処分の承認を求めるものであります。

報告第3号は、令和4年度有田川町一般会計補正予算第9号であります。今回の補正は、歳出として減債基金に1億3,000万円、公共施設整備基金に1億円を積み立てる増額補正をする一方、ふるさと応援基金積立金で1億276万円を減額し、その他の各予算科目における不用額や未執行額を減額し、歳入についても町税、地方交付税、国・県支出金、基金繰入れ及び町債等の確定に伴う増減をした結果、3億4,666万6,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は167億6,191万6,000円と相りました。また、繰越明許費、地方債の補正につきましても、御審議を願うものであります。

報告第4号は、令和4年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号であります。今回の補正は、保険給付費等の事業費が確定したことにより、県支出金及び繰入金等の歳入額についても確定しましたので、これを補正するとともに、不用額や未執行額を減額した結果、1億1,922万5,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は35億7,157万9,000円と相りました。

報告第5号は、令和4年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号であります。今回の補正は、事業費が確定したことにより、保険料や繰入金等の歳入についても確定しましたので、これを減額補正するとともに、不用額や未執行額を減額した結果、430万9,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は7億8,940万1,000円と相りました。

報告第6号は、令和4年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第3号であります。今回の補正は、保険給付費等の事業費が確定したことにより、繰入金、国・県支出金及び支払基金交付金等の歳入額についても確定しましたので、これを補正するとともに、介護給付費準備基金積立金に8,000万円を増額補正し、不用額や未執行額を減額した結果、2億1,698万9,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は30億7,865万6,000円と相りました。

報告第7号は、令和4年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第3号であります。今回の補正は、施設管理費、施設整備事業費等が確定したことにより、繰入金を

減額補正するとともに、不用額や未執行額を減額した結果、3,976万1,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は5億3,183万3,000円と相なりました。また、地方債の補正につきましても、御審議を願うものであります。

報告第8号は、令和4年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第5号であります。今回の補正は、施設管理費や施設整備事業費等が確定したことにより、繰入金等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額や未執行額を減額した結果、1,071万4,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は15億6,198万8,000円と相なりました。また、地方債の補正につきましても、御審議を願うものであります。

報告第9号は、令和4年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号であります。今回の補正は、施設管理費等が確定したことにより、繰入金等が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額や未執行額を減額した結果、877万7,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は2億7,524万2,000円と相なりました。

報告第10号は、令和4年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、事業費が確定したことに伴い、不用額や未執行額10万円の減額補正となり、補正後の予算総額は199万4,000円と相なりました。

報告第11号は、令和4年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、予備費未執行額10万円の減額補正となり、補正後の予算総額は686万1,000円と相なりました。

報告第12号は、令和4年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第2号であります。今回の補正は、管理費等の事業費が確定したことに伴い、繰入金等を減額するとともに、使用料を増額補正した結果、502万8,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は7,525万5,000円と相なりました。

報告第13号から報告第16号までの4議案は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越計算書の報告についてであります。

報告第13号は、令和4年度の一般会計予算の経費を令和5年度に繰越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第14号は、令和4年度の簡易水道事業特別会計予算の経費を令和5年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第15号は、令和4年度の公共下水道事業特別会計予算の経費を令和5年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第16号は、令和4年度の水道事業会計予算の経費を令和5年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第17号は、令和5年度有田川町一般会計補正予算第1号として、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、専決処分の承認を求めるものであります。今回の補正は、食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯に対して実情を踏まえた生活の支援を行うため、国の予備費を活用し、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業を実施するため、早急に予算措置を講じたものであります。補正額は、歳入歳出それぞれ2,219万円を追加し、補正後の予算総額は171億5,219万円と相なりました。なお、補正額の財源といたしましては、国庫支出金を充てることにしております。

報告第18号は、有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の減免措置に対する財政支援の取扱いに基づき、減免措置を実施する上で本条例の一部を速やかに改正する必要性が生じたため、条例の一部改正を専決処分したものであります。主な改正点として、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が定められている保険料の減免を、令和4年度相当分の保険料で令和5年4月1日から令和5年5月31日に納期限が定められている保険料の減免に改めるものであります。

報告第19号は、有田川町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を速やかに改正する必要性が生じたため、条例の一部改正を専決処分したものであります。主な改正点といたしまして、1点目は、森林環境税を個人住民税の均等割と併せて令和6年度より年額1,000円の賦課徴収。2点目は、三輪の特定小型原付となる電動キックボードが本条例第82条第1号アに該当することとなるため、令和6年度より軽自動車税種別割2,000円の賦課。3点目は、令和4年度まで措置されていた軽自動車税種別割のグリーン化特例で、軽課対象分は3年間、25%軽減対象分は2年間特例を延長するものであります。

報告第20号は、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、有田川町国民健康保険税条例の一部を速やかに改正する必要性が生じたため、条例の一部改正を専決処分したものであります。主な改正内容は、1点目は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行20万円から22万円へ引き上げ、2点目は、5割軽減の被保険者の数に乘すべき金額を現行28万5,000円から29万円に、2割軽減の被保険者の数に乘すべき金額を現行52万円から53万5,000円に引き上げるものであります。

議案第35号は、令和5年度有田川町一般会計補正予算第2号であります。今回の補正の主なものは、2款総務費の財産管理費では、集会所等改修補助金として102万5,000円を、賦課徴収費では、過誤納付還付金として700万円を、3款民生

費の社会福祉総務費では、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業として1億1,721万4,000円を、児童福祉総務費では、放課後児童健全育成事業委託料として312万1,000円を、6款農林水産業費の農業振興費では、中古農機具・施設等リユース支援事業補助金として167万8,000円を、林道新設改良費では、山村強靱化林道整備事業として1,010万円を減額し、7款商工費の商工総務費では、有田川町応援クーポン第5弾として1億7,544万5,000円を、小規模事業者生産性向上促進補助金として300万円を、8款土木費の道路橋りょう維持費では310万4,000円を、道路新設改良費では8,505万円などを計上し、その他所要の補正を行った結果、歳入歳出それぞれ4億415万1,000円を追加し、補正後の予算総額は175億5,634万1,000円と相なりました。なお、補正額の財源といたしましては、国庫支出金や繰入金、町債などを充てることにいたしております。なお、繰越明許費、地方債の補正につきましても、御審議を願うものであります。

議案第36号は、令和5年度有田川町下水道事業会計補正予算第1号であります。今回の補正は、未収金及び未払金の金額が確定したことにより、未収金1,485万6,000円を3,786万6,000円に、未払金は4億1,129万4,000円を2億8,935万3,000円に改めるものであります。

議案第37号は、令和5年度有田川町簡易水道事業会計補正予算第1号であります。今回の補正は、未収金及び未払金の金額が確定したことにより、未収金は8,075万9,000円を4,835万2,000円に、未払金は6,000万円を5,500万円に改めるものであります。

議案第38号は、有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。コンビニ交付サービスによる住民票、印鑑証明書の発行手数料を令和5年8月1日から令和6年3月31日の期間、200円から100円に減額することにより、各種証明書の発行に要する負担軽減、物価高騰に直面する生活者の支援、非接触型手続の活用促進による窓口の混雑緩和につなげるため、本条例において所要の改正を行うものであります。

議案第39号は、有田川町立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてであります。現状の町立保育所においては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うことしかできませんが、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成される保育を行うことができるよう認定こども園を設置するため、本条例において所要の改正をするものであります。

議案第40号は、有田川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、本条

例においても所要の改正を行うものであります。主な改正内容は、放課後児童健全育成事業者に対し安全計画の策定、自動車を運行する場合の利用者の所在の確認等を義務づけるほか、業務継続計画の策定等の努力義務を課すものであります。

議案第41号は、有田川町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、田殿地区農業集落排水処理施設及び吉見地区農業集落排水処理施設を廃止し、有田川町公共下水道汚水処理施設へ統合することにより、本条例の有田川町農業集落排水処理区域より田殿地区農業集落排水処理施設及び吉見地区農業集落排水処理施設を削除するものであります。

議案第42号は、有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正により、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準並びに指定場所における喫煙の制限に係る規定が改正されたことに伴い、本条例において所要の改正を行うものであります。

議案第43号は、有田川町辺地総合整備計画の変更についてであります。板尾・井谷・室川・沼谷辺地地域において、既に計画している町道久野原沼谷線法面对策事業の事業量の変更を行うため、辺地総合整備計画を変更するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第44号は、令和4年度繰越金屋中学校屋内運動場空調設備新設工事の請負契約についてであります。令和4年度繰越金屋中学校屋内運動場空調設備新設工事を施工するため、令和5年4月27日、指名競争入札に付したところ、有田郡有田川町大字小川13番地1、松本電気工事、松本健氏が落札いたしましたので、4,075万5,000円で工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第45号は、令和5年度（仮称）新しみず温泉新築工事（電気設備工事）の請負契約についてであります。令和5年度（仮称）新しみず温泉新築工事（電気設備工事）を施工するため、令和5年4月27日、指名競争入札に付したところ、和歌山市北出島4番地の2、株式会社山口電気、代表取締役 加藤匠氏が落札いたしましたので、4,752万円で工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第46号は、令和5年度（仮称）新しみず温泉新築工事（機械設備工事）の請負契約についてであります。令和5年度（仮称）新しみず温泉新築工事（機械設備工事）を施工するため、令和5年4月27日、指名競争入札に付したところ、和歌山市小野町2丁目17番地、バンドー設備工業株式会社、代表取締役 坂東利明氏が落札いたしましたので、1億4,247万2,000円で工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第47号は、令和4年度（仮称）新しみず温泉新築工事(建築工事)の請負変更契約についてであります。今回の変更は、令和5年3月30日に締結した令和4年度（仮称）新しみず温泉新築工事(建築工事)の請負契約金額を2,666万8,600円増額し、変更後の契約金額を4億3,329万6,600円としたいので、変更契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

以上で提出議案に対する説明を終わります。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷畑 進）

以上で、町長の提案理由説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 10時04分

再開 13時30分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開いたします。

……………日程第5 報告第3号……………

○議長（谷畑 進）

日程第5、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて、令和4年度有田川町一般会計補正予算第9号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

……………日程第6 報告第4号……………

○議長（谷畑 進）

日程第6、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて、令和4年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

……………日程第7 報告第5号……………

○議長（谷畑 進）

日程第7、報告第5号、専決処分の承認を求めることについて、令和4年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

……………日程第8 報告第6号……………

○議長（谷畑 進）

日程第8、報告第6号、専決処分の承認を求めることについて、令和4年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

……………日程第9 報告第7号……………

○議長（谷畑 進）

日程第9、報告第7号、専決処分の承認を求めることについて、令和4年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

……………日程第10 報告第8号……………

○議長（谷畑 進）

日程第10、報告第8号、専決処分の承認を求めることについて、令和4年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第5号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

……………日程第11 報告第9号……………

○議長（谷畑 進）

日程第11、報告第9号、専決処分の承認を求めることについて、令和4年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

……………日程第12 報告第10号……………

○議長（谷畑 進）

日程第12、報告第10号、専決処分の承認を求めることについて、令和4年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

……………日程第13 報告第11号……………

○議長（谷畑 進）

日程第13、報告第11号、専決処分の承認を求めることについて、令和4年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

……………日程第14 報告第12号……………

○議長（谷畑 進）

日程第14、報告第12号、専決処分の承認を求めることについて、令和4年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

……………日程第15 報告第13号……………

○議長（谷畑 進）

日程第15、報告第13号、令和4年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第16 報告第14号……………

○議長（谷畑 進）

日程第16、報告第14号、令和4年度有田川町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第17 報告第15号……………

○議長（谷畑 進）

日程第17、報告第15号、令和4年度有田川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第18 報告第16号……………

○議長（谷畑 進）

日程第18、報告第16号、令和4年度有田川町水道事業会計予算繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第19 報告第17号……………

○議長（谷畑 進）

日程第19、報告第17号、専決処分の承認を求めることについて、令和5年度有田川町一般会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

……………日程第20 報告第18号……………

○議長（谷畑 進）

日程第20、報告第18号、専決処分の承認を求めることについて、有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

……………日程第21 報告第19号……………

○議長（谷畑 進）

日程第21、報告第19号、専決処分の承認を求めることについて、有田川町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

報告第19号、町税条例の一部改正について、反対の立場から討論させていただきます。

今回の改正は、主に森林環境税にあります。今、温室効果ガス削減は喫緊の課題となっています。温室効果ガス削減目標の取組には適切な森林整備により森林の温室効果ガス吸収量を増加させる取組が不可欠であります。そして、森林は木材の供給源であるとともに、中山間地域の維持と国土の保全や水源の涵養など公益的機能を持ち、そこで営まれる林業は地域社会を支える重要な産業であります。

今、中山間地域の高齢化や担い手不足などを背景に森林の荒廃が進んでいます。この間の台風2号による100年に1回の割合に満たない特異な水害で土砂崩れが起こ

り、放置されていた倒木が流れ出したことも復旧に時間がかかりました。森林の保全と林業の振興には、国の役割は重要であるにもかかわらず、森林整備予算は2008年から2015年の間だけでも422億円も削減されています。まさに国の責任は重大であります。併せて、温暖化の原因物質のいわゆる製造者、排出者である企業の責任が問われなければなりません。

しかし、国民には低所得者でも1,000円の負担を求めながら、その一方で大企業には負担ゼロ、林野庁が2016年に提出した税制改正案では、企業負担を求める案が全て削られました。地球温暖化対策で原因者に負担を求めないのはおかしいと言わなければなりません。さらに森林環境税は、人口が算出上の大きな基礎になりますから、森林がなくても人口の多い都道府県ほど環境税が多く入ることになります。ですから、森林の面積の多い当町のようなところは、もろ手を挙げて喜べない状況もあることを申し上げて反対討論といたします。

○議長（谷畑 進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（谷畑 進）

挙手多数であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

……………日程第22 報告第20号……………

○議長（谷畑 進）

日程第22、報告第20号、専決処分の承認を求めることについて、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

報告第20号、国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

今回の一部改正は、まず国保限度額の引上げで合計102万円から104万円に上がるものであります。そして、5割軽減と2割軽減の減額の対象範囲の拡大も入っております。対象世帯の軽減判定所得の算定における被保険者数に掛ける金額を引き上げることが入っております。しかし、対象の拡大は2割軽減で新たに13世帯の見込み、5割軽減では10世帯の見込みしかございません。一步前進かもしれませんが、所得がないか7割軽減対象者について軽減措置の拡大が考慮されておられません。

さて、今回の国保限度額の引上げであります、国は110万円まで限度額を引き上げる方針を持っています。今回の引上げもその一環であります。今回の引上げは、医療分と介護分を除く後期高齢者支援金分で2万円引き上げ、合計102万円から104万円に引き上げます。賦課限度額の引上げは2008年から2023年の15年間で68万円から104万円となり、36万円、52.9%の引上げとなっております。協会けんぽと比べて極端に重い国税負担は、夫婦2人・子どものモデル世帯では、所得約824万円で限度額に達してしましますが、年間収入が約2,000万円までランクを分けて保険料が上がる協会けんぽの仕組みと比べて、その半分の額で上限額に達してしましますから、極端に重い負担となります。

賦課限度額の引上げにより、全体の税率を抑えて中間所得者の負担の抑制を図るということを言われますが、その効果は60人前後の23世帯であります。このように国保被保険者間の負担調整だけで制度を存続させるのは無理があります。なぜなら、そもそも国保の被保険者は無職者、年金受給者、中小零細業者など低所得者層が多く占め、当町で言えば所得100万円未満の方が全体の41%、そして軽減を受けている方は全体の56%を占めているからであります。

さらに、国が国庫負担金を削減したのが大きな問題で、全国の自治体の国保財政が厳しい運営を強いられることになったこともこれが原因であります。これらは国の方針に基づくものでありますから、市町村も困難な運営を強いられていることは理解できますが、やはり国の方針に基づく一部改正になっておりますから、以上の理由で反対といたします。

○議長（谷畑 進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（谷畑 進）

挙手多数であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

……………日程第23 議案第35号……………

○議長（谷畑 進）

日程第23、議案第35号、令和5年度有田川町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第32、議案第44号から日程第35、議案第47号までを先に審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第32、議案第44号から日程第35、議案第47号までを先に審議することに決定しました。

……………日程第32 議案第44号……………

○議長（谷畑 進）

日程第32、議案第44号、令和4年度繰越金屋中学校屋内運動場空調設備新設工事の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

議長、暫時休憩でもよろしいですか。お願いします。

○議長（谷畑 進）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 13時50分

再開 13時52分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開します。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第33 議案第45号……………

○議長（谷畑 進）

日程第33、議案第45号、令和5年度（仮称）新しみず温泉新築工事（電気設備工事）の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第34 議案第46号……………

○議長（谷畑 進）

日程第34、議案第46号、令和5年度（仮称）新しみず温泉新築工事（機械設備工事）の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第35 議案第47号……………

○議長（谷畑 進）

日程第35、議案第47号、令和4年度（仮称）新しみず温泉新築工事（建築工事）の請負変更契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

お諮りします。

日程第24、議案第36号から日程第31、議案第43号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止し、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

なお、次回の本会議は6月15日、木曜日、午前9時30分に開議します。

~~~~~

延会 13時55分